

令和7年度茨城地方最低賃金審議会  
第八回本審議会議事録

令和7年11月14日

茨 城 労 働 局

茨城地方最低賃金審議会

日時 令和7年11月14日（金）午後2時5分から

場所 茨城労働局 2階会議室

出席者 公益代表委員 井出 晃哉  
菅野 雅子  
清山 玲  
野村 貴広  
松本 理佳子

労働者代表委員 梅原 清活  
小坂 祐之  
生井澤 律子  
宮下 有一

使用者代表委員 阿部 太洋  
遠藤 隆光  
澤畑 英史  
山崎 敏紀

茨城労働局 局長 佐藤 悦子  
労働基準部長 江口 勇次  
賃金室長 黒羽 勝利  
室長補佐 猪狩 智行

#### 議事次第

- (1) 茨城県特定最低賃金改正決定必要性審議、答申
- (2) 金額改正諮問（改正の必要性ありの答申の場合）
- (3) 茨城県特定最低賃金専門部会の設置について  
（改正の必要性ありの答申の場合）
- (4) その他

【改正決定の必要性審議は、『非公開』となります。】

会 長            それでは、再開いたします。事務局より、答申文（案）を読み上げていただきます。お願いします。

補 佐            （答申文（案）の朗読）

会 長            ただ今、読み上げていただきましたとおり、答申してよろしいでしょうか。

委 員            （異議なしの声）

会 長            それでは、答申文（案）の（案）の文字を削除してください。局長に答申いたします。

（会長から局長に答申文を手交）

局 長            ただ今、8月18日付で諮問させていただきました特定最低賃金に關します改正の必要性につきまして、3産業のうち、鉄鋼業と電気・精密機械器具等製造業につきまして、改正の必要性を認める旨の答申をいただきました。誠にありがとうございました。

会長をはじめといたしまして、委員の皆様方におかれましては、近年、異例の複数回に亘る必要性審議にもなりました。慎重かつ丁寧に、ご議論いただいた上で結論を導いていただいたということで、大変感謝申し上げます。この答申を受けまして、この後、金額改正に関する諮問をさせていただきます。

機械器具製造業等につきましては、引き続きのご審議のほど、よろしく願いいたします。委員の皆様方には、引き続き、大変なご苦勞をいただくこととなりますが、何

卒、よろしく願いいたします。

以上、簡単ではありますが、改正必要性答申に対する御礼と、これから金額改正に関する諮問のお願いの挨拶とさせていただきます。

会 長            それでは、続きまして、特定最低賃金の金額改正につきまして、茨城労働局長から諮問がございます。事務局より、諮問文の朗読をお願いします。

補 佐            (諮問文の朗読)

(局長から会長に諮問文を手交)

会 長            局長から、ただ今諮問を受けましたので、特定最低賃金専門部会を設置して審議をすることになります。特定最低賃金専門部会は、鉄鋼業と電気・精密機械器具等製造業の2業種になります。公益代表委員も、まずは先行して2業種で選任することになります。今年度も、臨時の公益代表委員2名を加えて審議にあたりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局より、特定最低賃金専門部会委員について、他に何かご説明されることはありますか。

室 長            本日、鉄鋼業と電気・精密機械器具等製造業に関しましては、改正必要性ありの答申をいただきましたので、私の方から、特定最低賃金専門部会の委員について、補足させていただきます。

本日の審議会終了後、特定最低賃金専門部会委員の候補者の推薦に関する公示を行います。公示期間は、本日11月14日から11月28日金曜日までといたします。労働者を代表する委員、使用者を代表する委員の推薦をいただくことに

なりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。以上です。

会 長 続きますして、最低賃金審議会令第6条第5項の適用について、お諮りしたいと思ひます。最低賃金審議会令第6条第5項は、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができる、となつています。例年、特定最低賃金専門部会としては、全会一致での結論があつた場合に限り、適用としていましたが、本年度も同様に扱うこととしてよろしいでしょうか。

委 員 (異議なしの声)

会 長 それでは、最低賃金審議会令第6条5項の適用とさせていただきます。全会一致の結論が得られなかつた場合には、本審議会で再度審議することになりますので、どうぞよろしくお願ひします。

続きますして、特定最低賃金専門部会の審議日程等の説明を事務局よりお願ひします。

室 長 私の方から説明させていただきます。

今後の日程ですが、今、諮問させていただきました2つの産業について、今後、委員の推薦公示後、12月上旬から金額審議に入りたいと思ひます。その日程調整は、これから速やかにご連絡させていただきたいと思ひます。年度内に発効としたいので、遅くても1月中旬には終えなくてはならないタイトな日程だと思ひます。よろしくお願ひします。全会一致が一番良いのですけれども、もし、全会一致にならなかつた場合の審議とか採決などを行う本審議会につきましても、必要に応じて、別途調整させていただけれ

ばと思います。

機械器具製造業等特定最低賃金改正の必要性の審議は、12月8日13時30分からこの会場になります。16時30分の終了を目安に結審をお願いできればと思います。短期間での審議になるかと思いますが、よろしくお願いします。以上です。

会 長

それでは、以上を持ちまして、第八回本審議会を終了させていただきます。お疲れさまでした。